

別表 2

算 定 基 準

1 区分	2整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負担割合
病児保 育施設	創 設 及 改 築	本体工事費	33,900千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 国 1/3 （都道府県） 1/3 市町村 1/3
		設計料加算	1,695千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 （都道府県） 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		環境改善加算	4,000千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,500千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,000千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費	

			又は工事請負費及び工 事事務費
	特殊附帯 工事費	14,300千円	特殊附帯工事に必要 な工事費又は工事請負 費
	解体撤去 工事費及 び仮施設 整備工 事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する 場合 2,093千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 3,728千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤 去する場合又は仮施設を整備する場 合は、通知の第2の2により内閣総理大臣 が必要と認めた額とする。</p> <p>4 大規模修繕に際して仮施設を整備す る場合は、通知の第4の2により内閣総 理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工 事費又は工事請負費及 び仮施設整備に必要 な賃借料、工事費又は 工事請負費